

令和5年4月1日～

## 《こんなときに知っておきたい手続き》

# 運転免許証編

### ～運転免許証の記載事項（本籍・住所・氏名）変更される方へ～

- 令和5年4月1日から、窓口業務の受付時間が午後4時までに変更されました。
- 各警察署では、運転免許の住所変更などが12:00～13:00も受付できるようになりました。

受付場所		受付時間（平日のみ） ※ 月曜～金曜 （休日、年末年始を除く。）
◎ 京都府下の各警察署		午前9時00分～午後4時00分 ※ 令和5年4月1日から
◎ 京都駅前運転免許更新センター （京都市下京区烏丸通七条下る西側） ※ 旧・七条警察署の跡地	午前	午前9時30分～午前11時00分
	午後	午後2時00分～午後4時00分
◎ 運転免許試験場 （京都市伏見区羽束師古川町647） 電話 075-631-5181	午前	午前9時30分～午前11時00分
	午後	午後2時00分～午後4時00分

### ◎ 運転免許証の記載事項変更に必要な書類

変更内容	必要書類
本籍・氏名の変更	<u>本籍地記載の住民票</u> が必要です。（原本の提出が必要）
旧姓（旧氏）の記載 （希望者の申出）	<u>旧姓（旧氏）が記載された住民票</u> （原本は、手続き後に返却） または、 <u>旧姓が記載されたマイナンバーカード</u> が必要です。
住所のみの変更	下記書類のいずれか一つが必要です。（原本は、手続き後に返却） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 6か月以内の住民票（本籍地省略でも変更できます）</li><li>・ マイナンバーカード（通知カードは不可）</li><li>・ 健康保険証（正確な住所が記載されたもの）</li><li>・ 正確な住所・氏名が記載された公共料金の領収書</li><li>・ 正確な住所記載で、消印のある郵便物（メール便等不可）</li></ul>
注意事項	(1) <u>コピーは不可</u> です。 (2) 住民票（家族全員分）は、ホッチキスを外さずに全部持参して下さい。 (3) 外国籍の方は、国籍・在留資格・在留期間など、 <u>全部記載の住民票</u> が必要です。ただし、在留資格等の記載が省略されている場合には、在留カード・特別永住証明書等が必要となります。

※ 運転免許証の記載事項変更に伴う手数料はいりません。



<お問い合わせ先> 中京交通安全協会（中京警察署内）  
電話 075-823-0110  
内線 414